

令和3年度第2回成年後見制度利用促進協議会 会議要旨

【日時】 令和3年8月23日（月）15：00～17：00

【場所】 佐世保市中央保健福祉センター8階会議室1（オンライン開催）

【出席者】

（委員）千住委員、池田委員、櫻井委員、江崎委員、林委員、馬場委員、横田委員、
脇野委員

（事務局）長寿社会課：釜谷課長補佐、七種課長補佐、村木、内田、森田、松浦
障がい福祉課：波木課長補佐、水野

【欠席者】

（委員）西田委員

（オブザーバー）信原書記官（長崎家庭裁判所佐世保支部）

【会次第】

1. 開会

2. 佐世保市あいさつ

3. 議事

（1）情報交換会について

事務局担当より、配布資料に基づき報告。

（質疑1）

委員

12月開催予定とのことですが、状況によってはオンラインの可能性もあるのか？または、中止か？

事務局

2パターンで考えている。委員がおっしゃられたとおり。会の目的が関係機関の皆様
の顔つなぎの場でもある。このことから要検討としたい。

（質疑2）

委員

日中の開催を検討しているのか、それとも仕事終わりの時間か？

事務局

今のところ日中開催を考えている。

(質疑3)

委員

講義の講師は、協議会の委員が行うこととなるのか？

事務局

そのような理解でいただけたらと思う。

(質疑4)

委員

何時間くらい予定しているのか？

事務局

2時間を想定している。

(質疑5)

委員

2時間が少し厳しいのではないか？

事務局

2時間ちょっとで調整したいと思う。前回の29年度開催も踏まえ調整したいと思う。

(質疑6)

委員

2時間半は確保できたらいいかと思う。前回は割と駆け足だった。制度の基礎知識を弁護士でということであれば、意思決定支援は社会福祉士がよいか？日本社会福祉士会が出しているガイドライン「意思決定支援に基づいた成年後見制度利用について」があるので、そのような説明であればお話できる。

事務局

その講師設定が適当なのかなと思っている。ご相談させていただきたい。

(2) 令和4年度成年後見制度関係事業について
事務局担当より、配布資料に基づき報告。

(質疑1)

委員1

広報啓発活動で、させぼ成年後見センターの業務拡充ということで、イメージ予定はあるのか？また、出前講座のような感じか？

委員2

現在協議中。高齢者施設等施設関係における勉強会を検討している。出前講座のような形も検討が必要と思う。

(質疑2)

委員1

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行とありますけど、相当な数があるのか？

委員2

多くはいる。資金がないケース等こちらの方と一緒に財産目録等作成する。また、ご家族さんとも一緒に申し立ての資料を作成することもある。ただ、財産のある方等専門職（弁護士等）の方の生業となっている業務もあるかと思う。どこまでこちらで支援して良いのか悩むところがある。

(質疑3)

委員

令和4年は成年後見支援員養成講座実施なしということで、令和3年度の養成で十分足りるということ。

事務局

本市の計画で目標値20としている。今年度、目標に養成するが、達成しない場合、計画期間内で、令和4年度に調整、計画期間最終年度の令和5年度で実施するかどうか判断を考慮しており、令和4年度実施なしとしている。

(質疑4)

委員

先ほどと同じで令和4年度実施なしとのことですが、スキルアップや例えば令和3年

度養成者のフォローアップ等、養成者が離れていかないような対策とか令和4年度で検討予定。

事務局

令和4年度で具体的に決めていく必要があるところ。将来の市民としての後見人になっていただくことを最終的なゴールとして、責任を持って活動していただける方をフォローアップ、活用したいと考えている。具体的に、社協さんと一緒に考えていきたいと思っている。

(質疑5)

委員

先ほど弁護士に繋いでいいのかという話もあったが、法テラスの制度を使った場合、通常費用負担が出るが、生活保護受給者以外でも年金の程度等によっては免除が受けられる可能性もある。とりあえず話振っていただけたら、該当しそうかどうか、ざっくりした見込みは説明できると思う。とりあえず気軽にご相談をいただいてもいいのかなと思う。

(3) 成年後見支援員養成講座の開催について

長崎県社会福祉協議会担当より、配布資料に基づき説明、報告。

(質疑1)

委員

モデル地域とは佐世保？

長崎県社会福祉協議会

モデル地域は「佐世保市」。ただし、コロナ禍なので、オンラインを考えている。また、過去開催した地域の島原半島の方から今回の研修と繋いでほしいと要望があっている。このことから、オンライン中に録画し、仮に未受講科目が発生した場合においても、後日受講の体制をとらせていただきたい。その点講師になっていただく方に了解をとることになると思う。

(質疑2)

委員

録画を島原でみるということだが、佐世保でもみせるという趣旨でよいか？また、そうであれば、令和4年度は養成講座実施なしと行政は示しているが、随時みてもらうこと

で、追加養成するという検討の余地はあるのか？

長崎県社会福祉協議会

講師の著作権もあるので、後日受講の方は指定し、期間を限定での受講としたいと考える。島原と同じように、この部分を利用したいということであれば、特化した者を利用してというのは、毎年今後考えられるかと思う。

4. 閉会